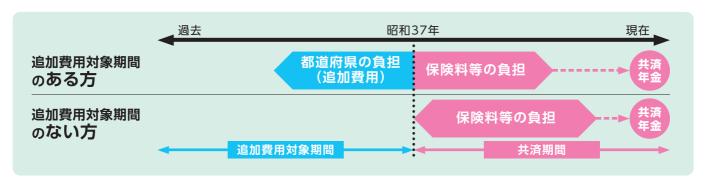
## 追加費用対象期間(恩給期間等)のある 年金額の改定について

- ◆平成24年の法律改正により、年金額の計算の基礎となる組合員期間に昭和37年以前\*の公務員期間(追加費用対象期間)のある共済年金の年金額については、制度切替前後の本人負担の差を考慮して、世代間の公平性を図るため、平成25年10月の定期支給期分から、追加費用対象期間の長さに応じて、最大マイナス10%改定することとなりました。
  - \*国家公務員共済制度は昭和34年以前、沖縄の年金制度は昭和41年以前になります。
- ◆改定の対象となるのは、年金額230万円を超える部分に限られます。
  - 注)・年金額230万円には、基礎年金が支給されているときは、基礎年金の額を含めます。
    - ・地方公務員等共済制度及び国家公務員共済制度から2以上の年金が支給されているときは、 それらの合計額とします。
- ◆年金額が改定される方については、平成25年10月中旬に年金改定証書等によりお知らせいたします。



## 追加費用対象期間(恩給期間等)に係る年金額の引下げに関するお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月 22 日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 63 号)が公布され、平成 27 年 10 月以降、被用者年金各制度は厚生年金保険制度に統一されることとなりました。その中で、法の公布日から 1 年以内に、昭和 37 年 12 月以前の公務員期間等(以下「追加費用対象期間」といいます。)(※)に係る給付について、現行共済年金制度に比べご本人の掛金相当額の負担が少なかったことから、年金額が引き下げられることとなりました。また、その引下げ率は 27%とされています。

(※) 国家公務員共済制度は昭和34年以前、沖縄の年金制度は昭和41年以前になります。

ただし、配慮措置として、追加費用対象期間も含めた年金額(複数の受給権を有する場合は複数の共済年金と国民年金の基礎年金の合算額)の引下げ率は最大 10%とされ、その対象は追加費用対象期間も含めた年金額の 230 万円を超える部分に限られます。その実施は、本年8月分(10 月支給期分)からとなります。

今後、日本年金機構や各共済組合等との情報交換により計算を行ったうえで、 年金額が引き下げられることとなる方には、本年10月中旬に年金改定証書等の 送付をもってお知らせします。

なお、複数の年金の受給権を有し、この引下げにより選択を替えたほうが有利になる方には、本年 10 月以降、順次「選択替え」のご案内を差し上げる予定です。

敬具

## 計 算 例

この計算例は簡易的にお示しするため千円単位で表記しておりますが、**実際は端数処理前の年金額で算出する**こととなります。

なお、実際の年金額につきましては、年金改定証書等がお手元に届くまでお待ちください。

例1 退職年金のみ受給

組合員期間:40年(7)

S37.12.1前の期間(追加費用対象期間):20年(イ)

退職年金額: 270 万円(ウ)

※退職年金は、年数により年金額を計算しています。

①年金全体が230万円を超えるかを判断

(ウ)=270万円>230万円のため、引下げ額の計算を行います。

②引下げ額の計算

(a) 追加費用対象期間に係る 27%の引下げ額 <u>270 万円</u>÷<u>40 年</u>×27%×<u>20 年</u>

=36.5万円(a)

(b) 年金全体の 10%相当額との比較 <u>270 万円</u>×10%=27 万円(b)

(a) > (b) の時は(b) となりますので、引下げ額は(b) 27 万円となります。

③引下げ後の退職年金額

(c) 退職年金から②で求めた引下げ額を引く <u>270 万円</u>—<u>27 万円</u>=243 万円(c)

(d)保障額である 230 万円との比較 230 万円(d)

- (c) <(d)の時は(d)となりますが、この例では(c) >(d)のため、引下げ後の退職年金は(c)243万円となります。
  - (注) 厚生年金は、上記の計算の対象となりません。右の例 2 においても同じです。

例2 退職共済年金と老齢基礎年金のみ受給

組合員期間:456月(7)

S37.12.1前の期間(追加費用対象期間):32月(イ) 国民年金加入可能月数(S36.4.1~60歳):432月(ウ) 共済期間に係る国民年金加入月数:432月(エ)

退職共済年金額:172万円(オ)老齢基礎年金額:78万円(カ)

※退職共済年金は、月数により年金額を計算しています。

①年金全体が230万円を超えるかを判断

(オ)+(カ)=172 万円+78 万円=250 万円>230 万円のため、 引下げ額の計算を行います。

②引下げ額の計算

(a) 追加費用対象期間に係る 27%の引下げ額

 $\{\underbrace{172\ 万円}_{(オ)}+\underbrace{(78\ 万円 imes 432\ \emph{月}/432\ \emph{月})}_{(オ)}\}$   $\div\underbrace{456\ \emph{月}}_{(\emph{T})} imes 27\% imes 32\ \emph{月}}_{(\emph{A})}$ 

=4.7万円(a)

(b) 年金全体の 10% 相当額との比較

 $\{\underbrace{172 \ \overline{D} \ \overline{\square}}_{(f)} + \underbrace{(78 \ \overline{D} \ \overline{\square} \times 432 \ \overline{\cancel{\square}} / 432 \ \overline{\cancel{\square}})}_{(f) \ 0 \ 5 \ 5 \ \pm \lambda \hbar m \downarrow n \parallel \parallel (\pi) \mid c \mid k \mid 5 \ n \mid n} \times 10\% = 25 \ \overline{D} \ \overline{\square} \ (b)$ 

(a) > (b) の時は(b) となりますが、この例では(a) < (b) のため、引下げ額は(a) 4.7万円となります。

③引下げ後の退職共済年金額

(c) 年金額(退職共済年金と老齢基礎年金の合算額)から②で求めた引下げ額を引く

(172 万円 + 78 万円) — (4.7 万円 = 245.3 万円 (c) (3)

(d)保障額である 230 万円との比較 230 万円(d)

(c) < (d) の時は(d) となりますが、この例では(c) > (d) のため、引下げ後の年金額(退職共済年金と老齢基礎年金の合算額)は(c) 245.3万円となります。

なお、この年金額(c)には老齢基礎年金の額を含んでいるので、 退職共済年金は、老齢基礎年金 78 万円( $\hbar$ )を除いた 167.3 万円と なります。

この年金額の引下げに関するお問い合わせは、こちらへお願いします。

お住まいの地域	担当課	電話番号
北海道・東北地方、徳島県	年金相談室	03-3261-9850
関東・中部地方、香川県	審査第一課	03-3261-9849
関西・中国地方、愛媛県、沖縄県	審査第二課	03-3261-9843
高知県、九州地方	調整課	03-3261-9844

電話でのお問い合わせは、次の時間内にお願いします。

## 月曜日~金曜日(祝日は除きます。) 午前9時~12時、午後1時~6時

※年金支給の時期は、電話がかかりにくくなりますので、あらかじめご了承ください。 ※電話番号はご確認のうえ、お間違えのないようお願いします。